

IV. 被害者援助活動プログラムにおける教育研修カリキュラム

欧米には多数の被害者援助組織および被害者援助プログラムがあるが、その中で次の組織において行われているスタッフ（職員、ボランティア）および専門家への研修カリキュラムを紹介する。

1. エドモントン警察(カナダ合衆国アルバータ州)被害者サービス係

(Edmonton Police Service Victim Services Unit)

2. 合衆国首都警察被害者証人援助部門

(United States Capitol Police Victim-Witness Assistance)

3. 全国被害者支援アカデミー

(The National Victim Assistance Academy)

4. 英国被害者援助組織協会 VS

(Victim Support)

5. 全米被害者援助機構 NOVA

(National Organization for Victim assistance)

1. エドモントン警察(カナダ合衆国アルバータ州)被害者サービス係 (Edmonton Police Service Victim Services Unit)

[被害者サービス係の概要]

エドモントン市警察の被害者サービス係は 1979 年に設立された。警察官と事務職員のもとに配置された 4 つの地区の 4 人のコーディネーターが 100 名あまりのボランティアと共に被害者のためのサービスを行っている。

活動内容の主なものとしては「危機介入」と「サポートサービス」である。「危機介入」は、殺人・自殺・突然死・強盗・乳幼児突然死(SIDS)・性暴力・児童虐待・家庭内暴力(DV)といった事件が発生した時には、緊急対応として 2 人 1 組でボランティアが現場に駆けつける。「サポートサービス」は、被害者と警察の連絡係的役割を行っている。ボランティアが警察内の事務局で、被害者に電話連絡をしたり、訪問しての防犯チェック、事件の捜査や裁判の進行状況など主に刑事司法制度についての情報の提供や、医療、法律、ソーシャルサービスなど援助が得られる他の適切な民間や政府の機関の紹介、被害者インパクト陳述についてや裁判の際の支援を行っている。

[ボランティアトレーニング]

(Edmonton Police Service Victim Services Unit Policy Manual より)

新しくボランティアになる人は、4 日間のトレーニングプログラムと毎月のワークショップを最低 4 つ受講することになっている。ワークショップは警察本部で夜間と週末に行われる。1 年目の必修として危機介入トレーニングがある。

1 年目を終了し、認定を受けた後も、継続的に年に 3 つのワークショップを受講することが義務づけられている。警察では毎月のワークショップに、ボランティアの参加を積極的に呼びかけている。

講師は、政府、地域団体、警察関係それぞれの分野における専門家である。

以下に、初年度のトレーニングのカリキュラムを挙げる。

[トレーニングカリキュラム]

- ・突然死 — 警察の手続
- ・死別カウンセリング
- ・医学検査の手続
- ・デブリーフィング
- ・自殺への介入
- ・危機介入
- ・警察の政策と訴訟手続き
- ・報告書の書き方
- ・裁判の手続
- ・裁判への準備
- ・賠償 (Restitution)
- ・犯罪被害補償 (Crimes Compensation)
- ・メンタルヘルスサービスとその他の社会福祉機関
- ・コミュニケーションテクニック
- ・対人関係スキル
- ・リーダーシップトレーニング
- ・家庭の防犯
- ・性暴力
- ・精神分裂病の対応

被害者援助に参加する Advocates は犯罪の被害者を手助けするために、この他にも知識やスキルを絶え間なく磨く責任がある。

Ride-Along (同乗) プログラム

必修のワークショップ数を満たしたアドボケーターは、夏季に行われる警察官同乗体験ができる。金曜日あるいは土曜日の夜、22:00 から 3:00 までの間街頭業務の警察官に同行するもので、警察官の任務と義務について理解することができる。

2. 合衆国首都警察被害者証人援助部門

(United States Capitol Police Victim-Witness Assistance)

[合衆国首都警察・被害者証人援助部門の概要]

ワシントンにある首都警察の被害者証人援助部門は 1982 年の被害者証人保護法に基づいてつくられた。犯罪被害者への危機介入、刑事司法システムに関わる被害者および証人への援助が主である。危機介入では、事件後 3 日程度を目安として、短期カウンセリング、犯罪被害補償制度や被害者陳述についての説明、被害者が他機関から得られる支援などについての情報提供を行っている。その後は、裁判の進行状況の情報提供、出廷の付き添い、被害者陳述についてのアドバイス、嫌がらせや脅しを受けたときの対応、加害者の釈放についての情報提供などを行っている。

スタッフは専従の職員とボランティアがいる。最初の窓口となるのは職員であり、ボランティアはアウトリーチの活動を行っている。

[トレーニング]

被害者証人援助スタッフのためのトレーニングは、初期トレーニングと定期トレーニングがあるがここでは初期トレーニングの例を挙げる。

被害者援助トレーニングプログラム（その 1）（全 28 時間）

1. 危機介入 （2時間）
2. トラウマと PTSD （2時間）
3. 証拠、証人について知りたいこと （2時間）
4. 認知的インタビュー （2時間）
5. 子どもの被害者への法的なインタビュー （4時間）
6. 暴力にあった子どもへの対応 （4時間）
7. 家庭内暴力の表面化 （2時間）
8. 多数の被害者への対応 （2時間）
9. 一線からの報告 （2時間）
10. 刑事司法委員会 （2時間）
11. 連邦の議定書と社会資源 （2時間）
12. 児童虐待の認定と対応 （2時間）

被害者援助トレーニングプログラム（その2）（全40時間）

1. 被害者支援の基礎 （4時間）
2. 危機介入の基礎 （4時間）
3. 家庭内暴力 （2時間）
4. ストーキング （1時間）
5. 暫定的保護命令 （1時間）
6. 被害者補償 （1時間）
7. 性暴力（成人） （1時間）
8. 性暴力（こども） （1時間）
9. ケースマネジメント （1時間）
10. 回復の司法 （2時間）
11. P T S D （2時間）
12. 危機にいる子ども （2時間）
13. 死別を経験した子ども （1時間）
14. 殺人と子どもの被害者 （2時間）
15. ローパー基金 （2時間）
16. 休暇と悲嘆 （2時間）（4時間）
17. 地域の危機対応 （2時間）
18. 殉死（警察） （3時間）
19. 被害者援助機関 （2時間）
20. 危機介入 上級 （4時間）

3. 全国被害者支援アカデミー (The National Victim Assistance Academy)

[全国被害者支援アカデミーの概要]

全国被害者支援アカデミーは、合衆国犯罪被害者局(OVC : the U.S. Department of Justice Office for Victim of Crime)の助成の下に、被害者支援法律組織(VALOR : the Victim Assistance Legal Organization)、カリフォルニア州立大学、南カリフォルニア医大犯罪被害者研究治療センターが共同で開発した被害者支援と被害者学研究の基礎コースであり、最新の教育とトレーニングをおこなっている。最初のアカデミーは 1995 年にワシントン D.C. のジョージワシントン大学で開かれ、その後は毎年数か所の大学等で開かれている。このコースは大学の単位としても認定される。

以下に挙げるのは、アカデミーのトレーニングで使われるテキストの項目である。学問を基礎においていた 45 時間のカリキュラムは、被害者支援の更なる発展と被害者学の基礎、被害者の権利に重点がおかれていている。

[全国被害者支援アカデミーのテキスト]

National Victim Assistance Academy Text

- 第 1 章 暴力犯罪と victimization
- 第 2 章 被害者運動の歴史と概観
- 第 3 章 被害者学と臨床研究の理論的展望
- 第 4 章 法律の歴史：被害者の権利の発展
- 第 5 章 連邦と州法の役割：裁判制度と犯罪被害者
- 第 6 章 刑事司法制度と被害者の権利の現状の動向
- 第 7 章 連邦、Indian、軍事裁判制度
- 第 8 章 犯罪被害者の民事訴訟
- 第 9 章 犯罪被害補償
- 第 10 章 犯罪の影響のメンタルヘルス：カウンセリングと advocacy
- 第 11 章 危機介入
- 第 12 章 多文化の問題
- 第 13 章 ドメスティックバイオレンス
- 第 14 章 性暴力
- 第 15 章 子どもの被害化
- 第 16 章 殺人：その衝撃と影響

第17章	飲酒運転衝突の被害者
第18章	高齢の犯罪被害者
第19章	刑事裁判のケーススタディ
第20章	情報時代に勝利する
第21章	新しい発展／特別なトピックス
21・1	憎悪犯罪・偏見による犯罪
21・2	ストーキング
21・3	職場での暴力：種類と程度
21・4	少年裁判
21・5	被害回復訴訟 (Restorative Justice)
21・6	薬物と犯罪被害者
21・7	ギャング暴力
21・8	大学内での犯罪
21・9	連邦犯罪：ホワイトカラー／詐欺／銀行強盗
21・10	損害賠償 (Restitution)
21・11	犯罪被害者サービスのための資金
21・12	障害をもつ被害者への対応
21・13	研究と評価
21・14	ストレス対処法とバーンアウトの防止
第22章	犯罪報道
研究1	価値と信念
研究2	危機介入
研究3	被害者が求めるサービスについてのアセスメント